

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定【財政局税務部課税課】 3606
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3607

◇ 公 告

- 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 3608
- 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 3609

北九州市告示第468号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第22条の3第1項第3号イに規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成26年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年10月27日

北九州市長 北 橋 健 治

法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地
公益財団法人日本ライフ協会	東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号

北九州市告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年10月27日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
61	小倉中間線	前	北九州市八幡西区下畑町726番10地先から 北九州市八幡西区下畑町702番1地先まで	7.5 ～ 9.6	150.2
		後	北九州市八幡西区下畑町726番10から 北九州市八幡西区下畑町702番1地先まで	10.8 ～ 20.7	150.2

北九州市公告第907号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成26年福岡県告示第878号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
1・4・9号 戸畑枝光線 (戸畑～牧山)	北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目及び牧山海岸地内
7・6・3号 元宮南鳥旗線	北九州市元宮町、明治町、南鳥旗町及び汐井町地内

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
(北九州市建設局道路部街路課)

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第908号

福岡県知事より次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成26年10月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1・4・9号 戸畑枝光線（戸畑～牧山）

7・6・3号 元宮南鳥旗線